



- 1 自民、民主、維新の三党推薦の憲法学者3人がそろって「違憲」を表明。
- 2 特別委の参考人質疑で元内閣法制局長官2人が安保関連法案を「憲法違反」などと批判。
- 3 自民党が「合憲」のよりどころとする砂川判決は、個別的自衛権行使の合憲性であり、集団的自衛権行使の可否はこの裁判では全く問題となっていない。

**近くは現実的に、
遠くは抑制的に、
人道支援は積極的に。**

民主党は、国家の危機に際しては、専守防衛に徹し「個別的自衛権」で日本を守ります。

日本の領海を他国が侵犯してもそれを明確に取り締まる法律がないため、民主党は、海上保安庁及び自衛隊に領海警備の任務を課す「領域警備法」を国会に提出しています。

安倍政権を支持する自民党若手議員の勉強会において、マスコミに圧力をかける発言があったり、民放の討論番組に自民党議員がそろって出演をキャンセルしたりと、「安保関連法案」の説明に窮している現状が読み取れます。

安倍政権が進めようとしている集団的自衛権の行使を可能にする安保関連法案は、何故、国民の理解が深まらないのでしょうか。それは、安保関連法案が明らかに憲法違反であるからに他ならないからです。

安保法案は「違憲」です。